

○農地の賃借料等情報の提供について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供することになりました。令和5年1月から令和5年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

地域名	田(水稻)の部			畑(普通作)の部		
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
大宮	7,000	10,000	3,000	3,000	5,100	1,000
山方	9,300	10,000	1,000	2,500	10,000	2,000
美和	6,000	7,000	5,000	1,300	4,000	1,000
緒川	6,000	10,000	1,000	2,000	10,000	1,500
御前山	7,000	10,000	3,000	3,000	5,000	1,000

※ 田の部について、水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

※ 農地の賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に、貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

※ 使用貸借(無償)は、含んでいません。

問 本庁 農業委員会事務局 TEL52-1111 内線212